

(3) 基本的な施策

①建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等をつくることが求められる。建物や工作物をつくる、開発行為を行うことは、良好な景観を形成する重要な機会となる。

また、周辺の景観に配慮した優れた建築物等は、まちの一部として永く残り、市民からも愛されるものとなる。したがって、建築物等をつくるときには、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取組を進める。

○大規模建築物等の誘導

都市の空間は、その所有形態によって公的空間と私的空間の領域に分類されるが、この公私両空間の境界領域は半公共的な性格を持つ。景観が優れたものとなるためには、道路などに沿った塀、生垣、前庭、建築物の外壁や屋根など、この境界領域のあり方が極めて重要であり、その景観が適切なものとなるよう必要な規制誘導を行う。

大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼし、景観形成においてより一層の創意工夫が求められることから、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい景観づくりに向け、丸亀市景観条例に基づく景観形成基準を定め、周辺の景観への配慮を求める。

景観形成上の様々な工夫をまとめた「丸亀市景観ガイドライン」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて景観審査会による助言を受けながら、質の高い建築物等になるよう、誘導を行う。

○公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、様々な景観要素をつなぐものとしてとても大切である。また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できる。今後進める公共施設の整備、維持・管理にあたっては、景観への配慮を十分に行い、景観形成において先導的な役割を果たすよう努める。

現在は、金毘羅街道の一部が景観重要公共施設に指定されている。この他にも特に景観上重要なものについては、指定も含めて検討を行う。

②屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与するが、その一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することにもなる。

丸亀市の屋外広告物は、香川県屋外広告物条例に基づく許可基準、および、丸亀市景観条例に基づく行為の制限により、幹線道路沿いの特定のエリアや大規模な広告物に対して誘導が行われている。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した屋外広告物の掲出を進めていく。

③景観資源の保全・活用による景観形成

本市の歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成に活かしていく。

○景観重要建築物・景観重要樹木の指定による保全

- ・景観上重要な建築物や工作物、樹木等については、景観法に基づく景観重要建築物又は景観重要樹木として指定をし、保全を図る。

○市を象徴する景観の保全・活用

- ・飯野山など特徴的な独立峰の眺望景観を保全するため、景観形成基準により景観誘導を図る。

○市内の良好な景観形成事例の発信

- ・都市景観の形成に特に寄与していると認められる建築物及び工作物については、市の良好な景観形成を先導するものとして、丸亀市景観条例による表彰制度を活用し、発信することを検討する。

④重点的な地区の景観形成

地区の景観の保全や育成を図るためには、その地区に住んでいる住民の方がまちの将来のすがたを話し合い、合意のもと問題や課題の解決に向けて必要であり、地区の特性に応じたルールづくりを行うことが最も効果的である。

住民や事業者が主体となって、地区の景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ景観重点地区の指定および基準を設定等の取組を進める。